

自衛消防組織の設置

- 西日本防災システム

平成21年 6月 1日 施行

自衛消防組織とは

火災や地震等の災害発生時の初期活動や応急対策を円滑に行い、建築物の利用者の安全を確保するため、設置されるものです。 法令根拠 消防法第8条の2の5

自衛消防組織を置かなければならないのは

自衛消防組織を設置しなければならないのは、自衛消防組織の設置が求められている防火対象物の管理権 原者です。一つの防火対象物に複数の事業所が入っている場合は、それぞれの管理権原者にも設置の義務があります。この場合は共同して消防組織を設置することとなります。

 令別表第一の(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項から(12)項まで、(13)項イ、(15)項及び(17)項に掲げる 防火対象物(共同住宅、倉庫、格納庫は含まれません。)で以下のいずれかに該当するもの

地階を除く階数が11以上で、延べ面積1万平方メートル以上

地階を除く階数が5以上10以下で、延べ面積2万平方メートル以上

地階を除く階数が4以下で、延べ面積5万平方メートル以上

 地下街 令別表第一(16)項2に該当するもので、延べ面積が1,000㎡以上

自衛消防組織の業務と消防計画における業務の定め

管理権原者は 防災管理者(防火管理者)が定めた消防計画で、自衛消防業務に関する事項を定める事とされています。その定めに従い次の業務を行う事とされています。

1 火災の初期段階における消火活動

3 消防機関への通報

2 火災や地震、特殊災害等の被害の軽減のために必要な業務

4 在館者が非難する際の誘導



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ 

自衛消防組織の設置

- 西日本防災システム

自衛消防組織の編成

自衛消防組織は、阻止k全体を統括する統括管理者及び自衛消防業務を行う自衛消防要員から構成されます。自衛消防要員は下記の業務ごとに概ね2名以上配置します。

業務



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ

自衛消防組織の設置

- 西日本防災システム

統括管理者

設置された自衛消防組織の全体を統括する者で、有資格者を充てます



統括管理者となる資格者は?

- 自衛消防組織の表無に関する講習を修了した者
- 消防職員で管理・監督的な職に3年以上あった者
- 消防団員で管理・監督的な職に3年以上あった者
- 防災センター要員講習修了者で追加講習を修了した者

統括管理者となる人の立場は?

- 統括防災管理者
- 統括防火管理者

防災管理者

防災センターの長 等

防火管理技能者、自衛消防活動中核要員又は防災センター要員を兼務することができます。

その位置付けは?

防火対象物自衛消防隊長

自衛消防隊長不在時の代行者兼副隊長



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ

自衛消防組織の設置

- 西日本防災システム

告示班長

統括管理者の直近下位の初期消火班、通報連絡（情報）班、避難誘導班、応急救護班の班長です

告示班長となる資格者

統括管理者となる資格者を配置してください



告示班長以外の班長も可能な限り自衛消防業務講習修了者を配置してください

告示班長の業務

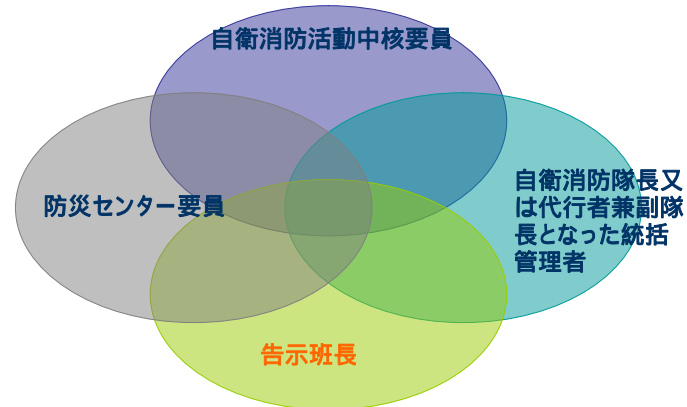
初期消火

避難誘導

応急救護

通報連絡

これらの業務を統括します



他の任務も兼務することができます



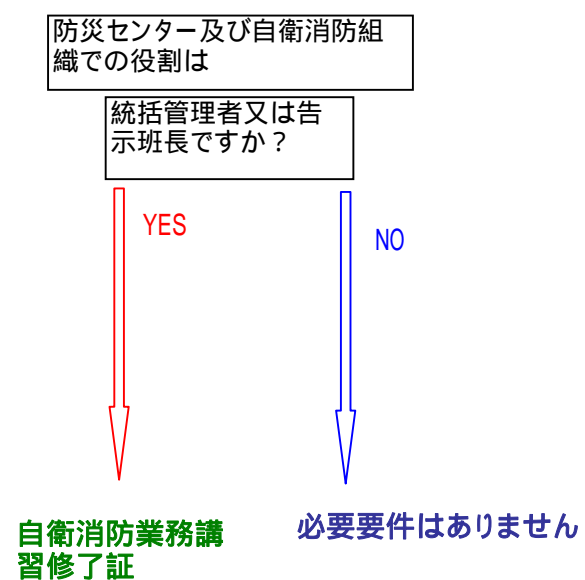
自衛消防組織の設置

- 西日本防災システム

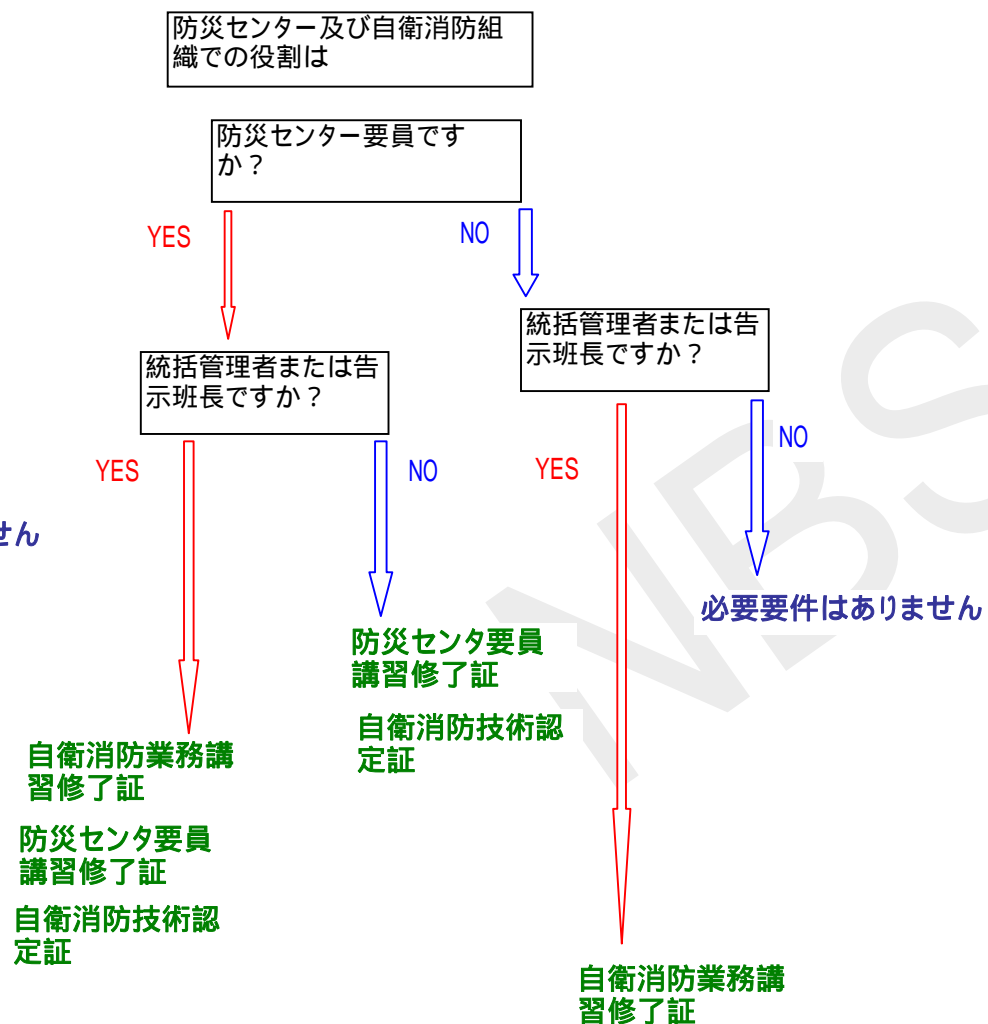
建物・自衛消防組織の役割による必要な資格

自衛消防組織の設置が
必要な防火対象物

消防法第8条の2の5



自衛消防組織の設置が
必要な防火対象物で
防災センターの設置が
求められる防火対象物



自衛消防組織の設置

- 西日本防災システム

自衛消防組織の設置・変更 届出

防火対象物の管理権原者は自衛消防組織を設置又は変更した時は、遅延無く **自衛消防組織設置(変更)届出書**を管轄消防署に届出なければなりません。

届出には下記の書類を添付して提出します。

添付書類一覧

	統括管理者の資格を証する書面
	防火対象物自衛消防隊編成表及び任務表
	事業所自衛消防隊編成表及び任務表(複数管理権原者の場合)
	防火対象物自衛消防隊資格管理表
	事業所自衛消防隊資格管理表(複数管理権原者の場合)
	営業時間外等の防火対象物自衛消防隊編成表
	自衛消防協議会構成員一覧表(複数管理権原者の場合)

複数の管理権原者が共同して設置する場合は

下記のいずれかの要領で届出を行ってください



注! 自衛消防組織設置(変更)届出書の記載事項で、消防計画等に具体的な詳細が記載されている

場合、記載場所の明示によることができます。

届出書の記載事項に変更が無い場合、変更の無い旨を明記します。



自衛消防組織の設置

- 西日本防災システム

自衛消防訓練の実施

防災管理者（防火管理者）には定期的な自衛消防訓練の実施が義務付けられています。

防災管理者（防火管理者）の作成する消防計画の中に、自衛消防組織の要員に対する協育及び訓練に関することを定める必要があります。

自衛消防組織の設置が求められる防火対象物は、大規模ですので高度な自衛消防活動が要求されます。

災害発生時の建築物内の従業員の安全はもちろんのこと、来訪者の安全確保のためにも自衛消防組織を中心とした自衛消防訓練は重要です。

